

新生「上田市」建設計画

平成 17 年 3 月	上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会
平成 28 年 3 月変更	上田市
平成 31 年 3 月変更	上田市

I はじめに

1 建設計画策定の背景と目的

道路交通網の整備に加え、携帯電話・インターネットなどの情報通信手段の著しい普及発達により、日常生活や社会活動の行動範囲は、市町村の区域を越えて飛躍的に拡大し、市町村の枠を越えた幅広い交流が展開されるようになっていきます。

地域や基礎自治体である市町村に目を向けると、少子高齢化の進展に代表される社会構造の変化や人口減少による地域活力の低下、また、地方分権の推進、厳しい経済情勢などを背景にした国・地方を通じた構造改革と制度改革の実施など、取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような状況において、市町村には、地方分権の受け皿となり自主性・自立性を高めていくこと、そして高度化・多様化・広域化した住民のニーズに迅速に対応できる体制を構築するとともに、安定した財政運営を維持していくといった、行財政基盤の強化が求められています。

また、地域の課題への確に対応していくためには、住民と行政の協働のもと、対等な立場で相互に補完し合いながら、住民自治をより強固なものにしていく必要があります。自らの地域を自らで良くしていこうという自立の精神を基調とした住民自治の取組は、同時に地域社会の個性となり、活力の創出につながることを期待されています。

以上のような背景により、上田市・丸子町・真田町・武石村の4市町村で構成する合併協議会では、分権型の市町村合併による新市の創造によって、それぞれの個性ある歴史・文化・活力を基礎とした地域全体の持続的発展を目指すために、この計画を策定しました。

2 計画策定の方針

■ (1) 計画の趣旨 ■

この計画は、任意合併協議会で策定した『上田市・丸子町・真田町・武石村新市将来構想』を受け継ぎながら、上田市・丸子町・真田町・武石村の合併に当たって、新市の一体性の速やかな確立を図り、住民福祉の向上や地域間の均衡ある発展に配慮することで、新市の建設を総合的かつ効果的に推進していくためのものです。

■ (2) 計画の構成 ■

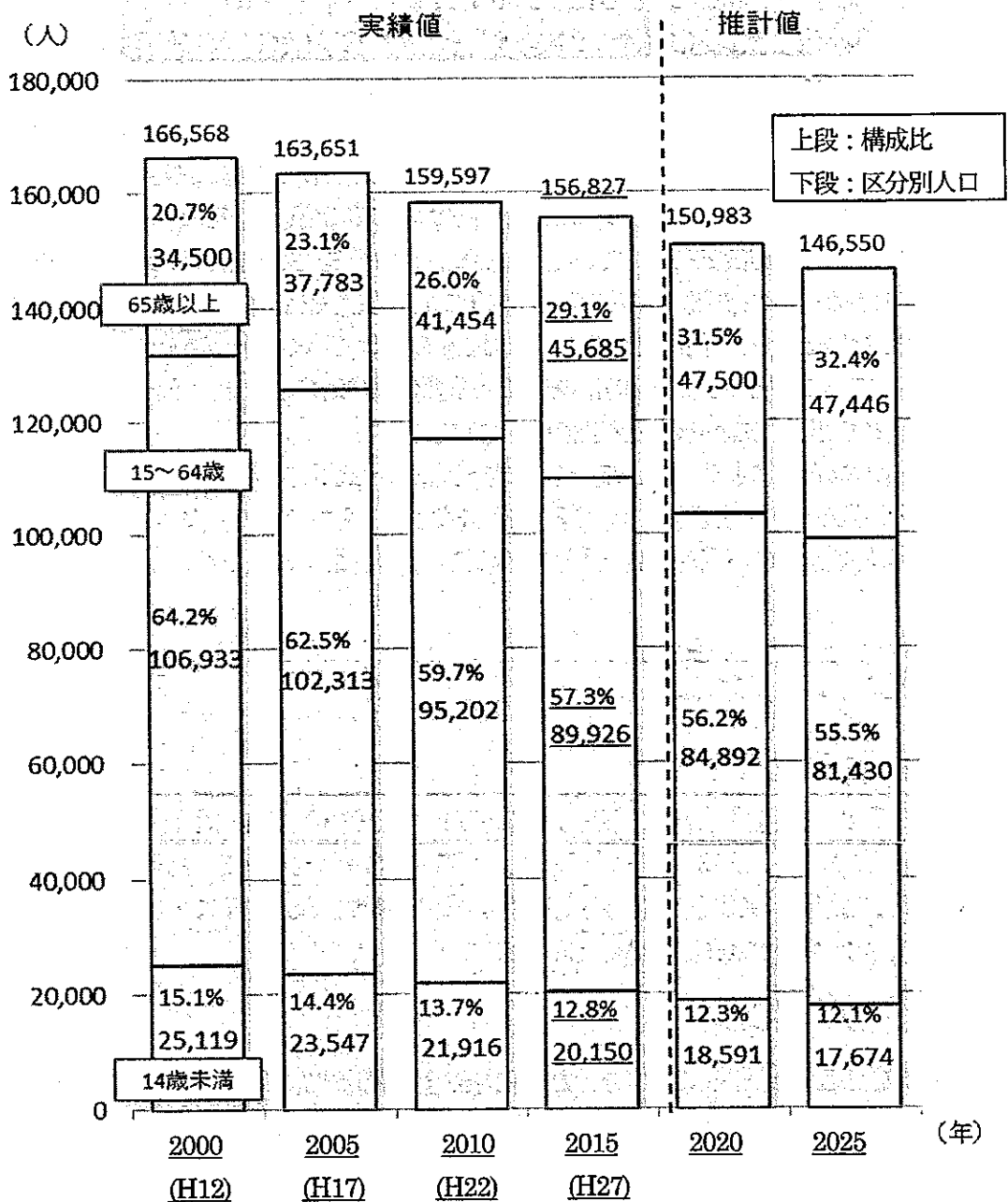
新市建設の基本方針、その基本方針を実現するための新市の施策、公共的施設の適正配置と整備、及び現在の情勢をもとに推計した財政計画を中心に構成します。

■ (3) 計画の期間 ■

この計画の期間は、合併に伴う財政支援助措置等を考慮し、合併後おおむね20か年(2005年度(平成17年度)から2025年度まで)とし、その間に行う施策や財政計画等について記載しています。

3 人口の見通し

新市の2020年の推計人口は、約151,000人となります。2010年(平成22年)と比較すると総人口が約9,000人の減少、65歳以上人口が約6,000人の増加、65歳未満人口が約14,000人の減少となり、このような社会構造の変化に対応するため、これまでと違った新たな視点でのまちづくりが必要になってきます。(平成22年国勢調査は、年齢不詳者が約1,000人いるため総人口の減少数と一致しない。)



実績値は国勢調査。年齢不詳者を含むため各年人口と3区分別人口の合計は一致しない。
推計値は上田市版人口ビジョン(平成27年10月策定)。

VII 財政計画

新市における当初の財政計画は、平成17年度から平成27年度までの11年間について、新市の普通会計の歳入・歳出の項目ごとに、合併による歳出削減効果、国・県による財政支援措置、新市建設計画を実行するための経費などを計上して算定しています。

平成31年3月の変更に当たっては、平成17年度から平成29年度までについては決算額に置き換え、平成30年度以降については基本的に当初計画の策定条件を踏襲した財政計画としています。

なお、本計画は現在想定できる地方財政制度などを基本にしながら算定したものであり、今後の経済状況、地方財政制度の改革などにより、取り巻く環境が変化する可能性があります。よって、新市においては、堅実な財政運営を基調とした予算編成を行いながら対応していきます。

1 歳入

(1) 地方税 市町村民税(個人、法人)、固定資産税などの税収入

過去の実績などに、人口の推移、経済成長率、今後予定される税制改正などを加味して算定しています。

(2) 地方交付税・臨時財政対策債 市町村の行財政需要や税収入の状況を踏まえ、国から交付される交付金及び臨時財政対策債

合併に伴う算定の特例(合併算定替)に、国による財政支援措置、人口の推移などの要素を加味して算定しています。

(3) 国庫支出金・県支出金 国・県からの補助金など

過去の実績などに、国・県による財政支援措置を加味して算定しています。

(4) 地方債 市町村が建設事業を行う際の借入金など

新市建設計画などの実行に必要な合併特例債や通常地方債などを算定しています。

(5) その他

過去の実績などにより算定しています。

3 財政計画

(1) 歳入

(単位：億円)

科 目	2005 (平成17)	2011 (平成23)	2016 (平成28)	2021	合 計
	～ 2010 (22) 年度	～ 2015 (27) 年度	～ 2020 年度	～ 2025 年度	
市 町 村 税	1,307	1,055	1,066	1,033	4,461
地方交付税・臨時財政対策債	943	933	842	800	3,518
うち臨時財政対策債	124	157	111	80	472
国 県 支 出 金	497	545	551	572	2,165
地 方 債	215	220	189	157	781
そ の 他	866	879	852	817	3,414
合 計	3,828	3,632	3,500	3,379	14,339

(注) その他…地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入

(2) 歳出

(単位：億円)

科 目	2005 (平成17)	2011 (平成23)	2016 (平成28)	2021	合 計
	～ 2010 (22) 年度	～ 2015 (27) 年度	～ 2020 年度	～ 2025 年度	
人 件 費	597	478	497	488	2,060
扶 助 費	440	557	620	668	2,285
公 債 費	545	409	375	324	1,653
繰 出 金 ・ 補 助 費 等	875	727	798	805	3,205
普 通 建 設 事 業 費	492	499	349	329	1,669
そ の 他	879	820	769	741	3,209
合 計	3,828	3,490	3,408	3,355	14,081

(注) その他…物件費、維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金